

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 3月28日

【会社名】 三井金属鉱業株式会社

【英訳名】 Mitsui Mining and Smelting Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西田 計治

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番 1号

【電話番号】 03 - 5437 - 8031

【事務連絡者氏名】 経理部会計課長 黒田 啓市

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番 1号

【電話番号】 03 - 5437 - 8031

【事務連絡者氏名】 経理部会計課長 黒田 啓市

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年3月28日

(2) 当該事象の内容

当社の持分法適用会社であるパンパシフィック・銅工業株式会社（本社：東京都千代田区）が、SCM Minera Lumina Copper Chile（本社：チリ国サンチャゴ）を通じて運営しているカセロネス銅鉱山関連資産について、今般、長期生産計画を見直してIFRS（国際財務報告基準）に基づく事業性資産の減損テストを実施した結果、当該資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値が帳簿価額を下回ることとなったため減損処理を行うものです。

この減損処理により、「持分法による投資損失」を連結財務諸表の営業外費用に計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

平成30年3月期の連結決算において、「持分法による投資損失」約345億円を連結財務諸表の営業外費用に計上する予定です。